

【追 補】

「繰越外国税額控除に係る税効果」(P82) についての補足 (平成21年4月)

平成21年度の税制改正において、「外国子会社配当益金不算入制度」が創設されました。これは、内国法人が、一定の外国子会社(*1)から受け取る剰余金の配当等について、その費用に相当する額を控除した上で、所得の計算上、益金の額に算入しないこととする制度です。

これに伴いまして、「間接外国税額控除制度」については、一定期間の継続適用(*2)を認めた上で、廃止されることになりました。

税効果会計上、これらの制度改正により「繰越外国税額控除に係る税効果」(P82)については、「間接外国税額控除制度」の継続適用期間の満了をもって終了することになります。

また、創設された「外国子会社配当益金不算入」の額については、国内子会社からの受取配当等の益金不算入額と同様に、永久差異となりますので、税効果会計の適用はありません。

(*1) 内国法人が保有しているその株式等の数又は金額が、その発行済株式等の総数又は総額の25%以上(各国間の租税条約において、その割合が定められている場合には、その割合以上)であり、かつ、株式等の保有期間が6ヶ月以上である場合の外国子会社をいいます。

(*2) 平成21年4月1日から3年を経過する日(=平成24年3月31日)以前に開始する各事業年度において、間接外国税額控除を継続して適用することができます。